

## 資料 5

### 事前レクチャーについて

#### 1. 目的

西大台利用調整地区の利用者に対して、利用調整地区を適正かつ有意義に利用してもらうため、利用調整地区指定の背景及びその目的、自然環境、利用者の安全確保、より深い自然とのふれあいの推進及び自然環境の保護のために定められた注意事項（利用ガイドライン）等の周知を行い理解を深めてもらうことを目的とする。

#### 2. 対象

原則として、立入認定者全員を対象とし、事前の受講を義務づける（施行規則第13条の4第4号の規定に基づく「注意事項」として）。ただし、同一年度に複数回立ちに入る者については、2回目以降の受講を免除することもできる。

#### 3. 体制

運用当初は、原則として近畿地方環境事務所及び吉野自然保護官事務所の環境省職員（アクティブレンジャーを含む）及び環境省で雇用する者等により実施する。

#### 4. 実施場所

大台ヶ原ビジターセンター レクチャールーム

#### 5. 内容

本人確認の後、以下の項目でレクチャーを実施

- ① 西大台の概況
- ② 利用調整地区指定の背景、意義、制度概要
- ③ 禁止事項・注意事項の周知と遵守（特別保護地区の規制内容を含む）
- ④ リアルタイムな現場情報の提供
- ⑤ 利用者へのお願い
- ⑥ 立入認定者カードの配布

#### 6. 今後の日程

- 3月末 レクチャーの詳細内容の決定  
レクチャー実施マニュアル作成
- 4月以降 レクチャー担当の練習
- 5月以降 レクチャーの実演練習
- 9月 レクチャーの開始